

世田谷区立認定こども園保育料条例の一部を改正する条例

世田谷区立認定こども園保育料条例（平成２７年１２月世田谷区条例第７０号）の一部を次のように改正する。

第５条第３項中「別表第１」を「別表」に改める。

第７条第１項中「利用日及び」を削り、同条第２項中「別表第２に定めるとおり」を「１人当たり利用時間１時間（１日の利用時間の合計に１時間に満たない端数があるときは、これを１時間とする。）につき１００円」に改め、同条に次の１項を加える。

３ 区外に住所を有する教育・保育給付認定子どもが次の各号に掲げる給食の提供を受けたときは、前項の規定により算出した額に給食費として当該各号に定める額を加算する。

(1) 昼食 ２９０円

(2) おやつ ５０円

別表第２を削り、別表第１を別表とする。

附 則

- １ この条例は、令和９年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。
- ２ この条例による改正後の第７条の規定は、施行日以後の給食費及び預かり保育料（世田谷区立認定こども園保育料条例第１条に規定する預かり保育料をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前の給食費及び預かり保育料については、なお従前の例による。